

平成 24 年度財政援助団体等監査及び  
指定管理者監査の結果に関する報告  
(平成 24 年 9 月 21 日付浜田市監査委員告示第 8 号)  
に基づいて浜田市長等が講じた措置の公表

浜 田 市 監 査 委 員



## 財政援助団体等監査及び指定管理者監査の

### 結果に基づく改善等の措置について

#### 第6 監査の結果（個別意見）

##### 2 市所管課に対する指摘・意見

指 摘 事 項	措 置 状 況
3 指定管理業務に対する指導・監督状況について 業務仕様書を確認したところ「5 管理業務の詳細」中、施設の利用許可に関する業務について、「施設条例第6条に該当しないこと（以下中略）を確認し、利用を許可する。」とあるが、同条例第6条は、指定管理者の管理の期間についての定めであり、条項の誤りであると推察されるので確認の上、訂正されたい。	ご指摘のとおり、業務仕様書の誤りを訂正しました。  【弥栄支所産業課】
4 経営状況に対する指導・監督状況について 団体全体の経営の効率化や、適切な運営が行われているかを指導、監督する必要がある。	産業課と同団体で毎月行っている企画会議において、適切な施設運営についての指導、監督を徹底してまいります。  【弥栄支所産業課】

##### 3 団体及び市所管課に対する指摘事項（まとめ）

指 摘 事 項	措 置 状 況
・現金管理を厳格化すること	現金の管理を徹底するため、「現金出納帳」、「小口現金管理簿」を改正しました。 現金に過不足が発生した場合は、「レジ現金過不足発生記録票」に記録し、原因が判明しない場合は「現金過不足処理簿」に記入、決裁を受けて現金を補充するよう運用を見直します。 立て替えの精算については、遅滞なく行うよう徹底するため「小口現金精算表」を作成し、精算や処理日が明確に分かるように運用しています。 小口現金の持ち出しについては、「小口現金持出し管理簿」により現金の持出しと返金の管理を明確にしました。  【(財) ふるさと弥栄振興公社】
・勤務体制の見直しにより負担の平準化を行い、就業規則の遵守に努めること	就業規則に則った勤務体制の実施に努めるよう徹底します。

	<p>平均して週 40 時間の労働時間となる勤務割としました。また、特別な事情がない限り、2 人以上のシフトを組んでいます。</p> <p>【(財) ふるさと弥栄振興公社】</p>
<p>・職務遂行に必要な能力の組織的な向上に努めること</p>	<p>研修や自己研鑽に努め、適時指示しながら職務遂行能力の向上に努めています。</p> <p>グリーン・ツーリズムインストラクター講座の受講、どぶろく研修、接客研修などにより、組織的に職務遂行能力の向上を図ります。</p> <p>【(財) ふるさと弥栄振興公社】</p>
<p>・会計事務への習熟、効率化と逐次経営状況把握に努めること</p>	<p>税理士等の協力を仰ぎ、習熟・効率化に努めます。</p> <p>会計ソフト研修の実施や毎月帳簿の記帳代行業を依頼している会計事務所に指導を受けるなどして、会計事務の習熟と効率化を図ります。</p> <p>経営状況把握については、当月分は翌月中に状況を把握するよう徹底します。</p> <p>【(財) ふるさと弥栄振興公社】</p>
<p>・経営改善計画の進捗管理を確実に行うとともに、同計画を遵守すること</p>	<p>毎月、「月次推移表」や「月次累計の正味財産増減計算書」を確認することにより、1 か月遅れで月次の収支は把握するよう徹底します。</p> <p>また、売上の増減はあるにせよ、最終の収支(収益)は、経営改善計画に沿ったものになるよう努めます。</p> <p>【(財) ふるさと弥栄振興公社】</p>
<p>・実績を反映した、経営改善計画の見直しを行うこと</p>	<p>経営改善計画最終年度の平成 26 年度までは、実績を反映した収支計画書を作成しました。</p> <p>【(財) ふるさと弥栄振興公社】</p>